

防災に関すること（避難計画・避難所運営）

1 避難の考え方（在宅避難）

・「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保が可能な人は、感染症等のリスクを負ってまで避難所に行く必要はないため、自宅での居住が可能な場合は在宅避難を推奨している。

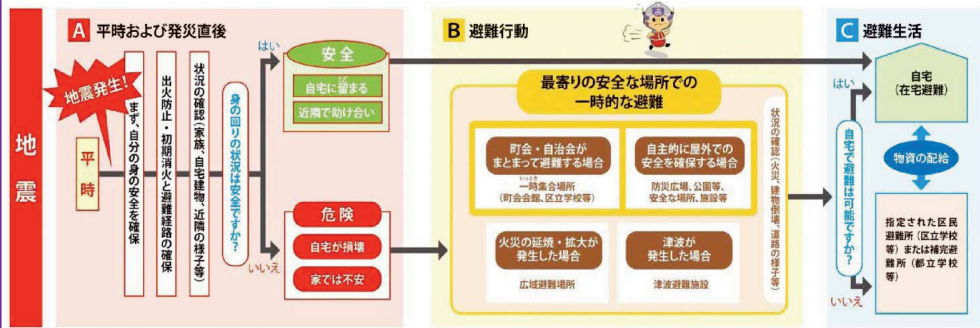
・避難所における共同生活では、健康管理、衛生管理、要配慮者に係る内容など多くの配慮事項があるため、平常時から在宅避難できる環境を整える必要がある。

※在宅避難者・・・住居等の被害を受けるが、住居から避難しない人のこと

2 避難の考え方（地震編）

・避難場所・避難所等の種類
一時(いっとき)集合場所、区民避難所、補完避難所、福祉避難所、広域避難場所等

地震発生時の避難の流れ

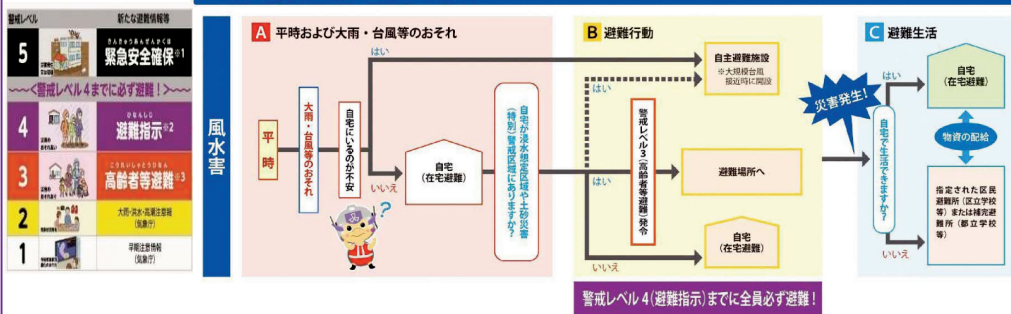


3 避難の考え方（風水害編）

・避難施設・避難場所の種類
自主避難施設、避難場所(目黒川氾濫、高潮、多摩川洪水、土砂災害)

【避難基準】

風水害発生時の避難の流れ



4 避難所開設・運営について

(1) 震災の特徴

・地震は発災前に一般的に予兆を捉えられず、事前の被害回避行動がとれないため、事前の備えや避難計画を立てておく必要がある。

【避難所】区民避難所:52箇所

- ・被害状況等に応じて、補完避難所を開設する。
- ・良好な避難生活を継続できるよう、耐震化、物資の備蓄、通信設備などの環境整備を進めている。

(2) 風水害の特徴

・風水害は予兆を捉え、予警報の発信や避難誘導を初めとする被災回避行動をとれるため、しっかりと情報を捉え、行動する必要がある。

【自主避難施設・避難場所】

- ・避難場所:目黒川氾濫/9箇所・高潮/12箇所・多摩川洪水/3箇所・土砂災害/5箇所
- ・自主避難施設:15箇所
- ・被害状況等に応じて、震災時における区民避難所等を開設する。

	震災	風水害
開設	区職員および防災区民組織により開設する。	区職員により開設する。
運営	防災区民組織による避難所運営会議により運営し、避難者も運営に協力する。	区職員により運営する。
訓練	地域、学校、区による避難所連絡会議において、開設手順、物資配給方法、ペット受入れなどを検討し、毎年訓練を実施している。	品川区と区内三消防署合同の水防訓練および区職員による避難所開設訓練を毎年実施している。

※ペットの同行避難・・・災害時に飼い主とペットが離れてしまうと、放浪しているペットに人がかまれる等の危険や飼い主の精神的・身体的負担等があるため、避難所等でペットスペースを設け、受け入れる体制づくりを進めている。

5 避難所看板設置について

災害時の区民の避難について、日頃から理解を深めてもらうため、避難に関する看板を令和5～7年度に52か所の区内避難所に設置し、平常時から認識してもらうことにより、災害時の円滑な避難を可能としていく。

また、災害種別に応じた避難施設についての啓発を図っていく。



防災に関すること（備蓄）

1 災害時用物資の基本的考え方

(1) 制度上の位置付け

災害対策基本法	・地域防災計画に、物資、備蓄、調達、配分、輸送の計画を定める。 ・避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布に努めなければならない。
災害救助法	・救助を必要とする者に、食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与を行う。
品川区災害対策基本条例	・平時より物資の備蓄に努めなければならない。 ・応急活動のため、飲料水、食糧その他避難生活に必要な物資の備蓄および供給に必要な措置を講じなければならない。
品川区地域防災計画	・物資の備蓄、拠点（倉庫等）の整備、輸送の実施体制について、予防対策（平時の取組）と応急・復旧対策（災害時の取組）を定める。

(2) 災害時物資の役割分担

	平常時の役割	発災後の対応			
		1日目	2・3日目	4日目～	7日目～
区民 (在宅避難者)	家庭内での備蓄 (最低3日分)	各家庭の備蓄物資を活用			
区	1日分の備蓄	備蓄物資を放出	↑	↑	↑
都	2日分の備蓄		備蓄物資を放出	↑	↑
国	支援体制の構築			プッシュ型支援	プル型支援

2 備蓄物資の配備場所および近年に導入した主な備蓄物資

(1) 備蓄物資の配備場所

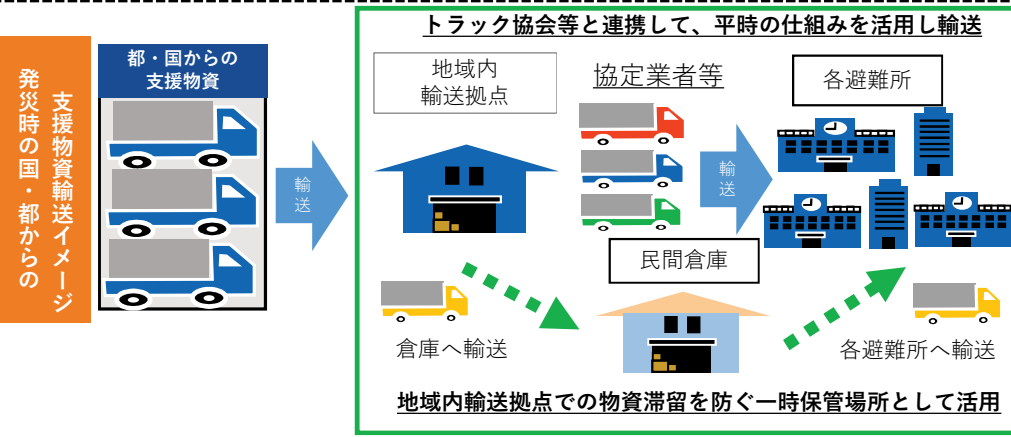
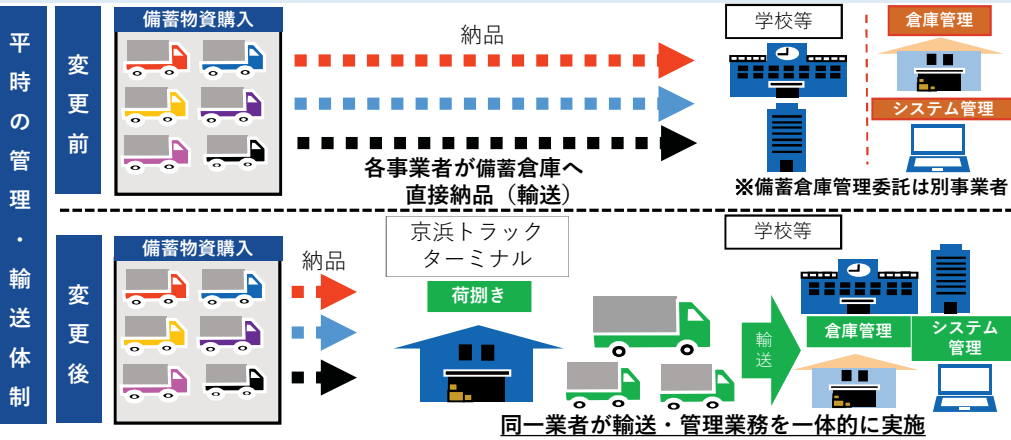
- ①区民避難所防災備蓄倉庫（52箇所）
- ②災害対策備蓄倉庫（28箇所）※この他、福祉避難所、一時滞在施設等に物資を備蓄

(2) 近年に導入した主な備蓄物資

- ①電源対策の充実
 - ・スマートフォン用蓄電池の導入（令和元年度）
 - ・可搬型ディーゼル発電機の導入（令和2年度）
- ②避難生活環境の改善
 - ・簡易間仕切りの増備（令和2年度～）
 - ・野菜ジュースの導入（令和3年度～）
 - ・ペーパー歯磨きの導入（令和3年度～）
 - ・レトルトカレーの導入（令和5年度～）
- ③要配慮者向け物資の拡充
 - ・自動ラップ式ポータブルトイレの配備（令和2年度）
 - ・液体ミルクの導入（令和3年度～）
 - ・乳幼児・高齢者等用向けせんべいの導入（令和4年度～）
 - ・低たんぱく米の導入（令和4年度）
 - ・自動ラップ式ポータブルトイレ用手摺りの導入（令和5年度）

3 備蓄物資の管理・輸送

令和4年度より、物資の拠点化・備蓄物資輸送・倉庫管理の実施を一体化し、同一の事業者が備蓄物資・倉庫の管理から輸送までを一貫して行う体制を整備した。
令和5年度には、大型の民間倉庫を輸送拠点として活用し、平常時の防災備蓄の保管スペースの確保に加え、災害時に支援物資の滞留を防ぎ、スムーズな物資供給につながる物流体制を構築する。



4 備蓄物資の有効活用

消費期限や使用推奨期限が到来する物資の更新に当たっては、様々な用途に物資を提供し、有効に活用している。

【例：消費期限5年の備蓄物資の更新】

1年目	2年目 (購入1年後)	3年目 (購入2年後)	4年目 (購入3年後)	5年目 (購入4年後)	6年目 (購入5年後)
購入				更新購入 有効活用開始	消費期限

【物資の活用例】

- ・各種の訓練における啓発品、児童・生徒の防災意識高揚のための飲料水・食料の配布
- ・生活困窮者に対する支援としての食料の配布
- ・「優しさを形にプロジェクト」での生理用品の配布

防災に関すること（避難行動要支援者支援）

1 避難行動要支援者支援について

(1) 避難行動要支援者支援の必要性

- 東日本大震災では犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占めた。
- こうした傾向は過去の災害に共通するものであり、災害時に自力で避難行動をとることが困難な者に対して避難支援等の強化を図るために制度が作られた。

(2) 避難行動要支援者支援に関する法定化事項（災害対策基本法）

①平成25年改正

- 避難行動要支援者名簿の作成について地域防災計画に根拠を規定し作成すること
- 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関等の避難支援等関係者に情報提供すること。

②令和3年改正

- 個別避難計画作成の努力義務化
- 福祉関係者の参画

2 品川区の体制

(1) 品川区要配慮者支援全体計画の作成

- 品川区における要配慮者（特に避難行動要支援者）の支援に関する考え方や方針、具体的な支援内容等をまとめるために平成28年2月に策定。本計画は「品川区地域防災計画」の下位計画に位置付けられている。

(2) 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成

- 避難行動要支援者の名簿を作成し、同意を得て支援等関係者に情報提供
- 個別避難計画の作成による避難支援の実効性の向上
- 個別避難計画に基づき直接避難を計画

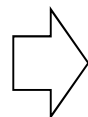
(3) 避難行動ワークショップの開催



個別計画作成を通じた要支援者との関係づくり



訓練を通じた要支援者支援の理解向上



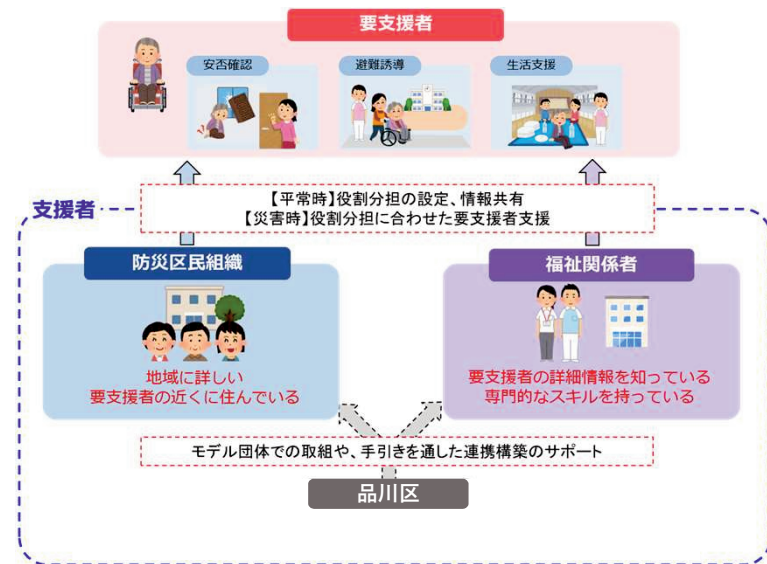
支援体制づくりを手引きにとりまとめ

3 防災区民組織と福祉関係者の連携強化

■災害対策基本法改正に伴う国の指針

災害対策基本法改正に伴い改訂された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、R3.5）」において、個別避難計画の作成における福祉専関係者の参画や実効性を確保する取組における福祉関係者との連携重要性が示されるようになった。

■防災区民組織と福祉関係者の連携イメージ



■防災区民組織と福祉関係者による検討会の実施

- 防災区民組織と福祉関係者との連携方法、内容について、両者を交えて検討会を実施
- 検討会の内容を基に他の防災区民組織へ普及させるため、連携内容の一般化、標準化を検討中



検討会



検証訓練